

## 農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年4月25日(水) 15時00分から
2. 開催場所 北川村役場2階 会議室
3. 出席委員 11名
  - 1番 井津信廣(会長)
  - 2番 池田鈔平
  - 3番 園田圭子
  - 5番 阿部米一郎
  - 6番 山本喜三
  - 7番 濱渦豊一(職務代理)
  - 8番 浜渦恵
  - 9番 大井庸信
  - 10番 林田慎一郎
  - 11番 上村尚幸
  - 12番 濱渦末広(農地利用最適化推進委員)
4. 欠席委員 4番 山嶋丈 ・ 13番 柿原昇(農地利用最適化推進委員)
6. 事務局 島田丈寛(記)
7. 議事録署名人 10番 林田慎一郎・11番 上村尚幸

### 8. 次第

#### 第1 開会

#### 第2 議事録署名人の選出

#### 第3 議事

- 1 賃借料情報の提供について
- 2 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画
- 3 農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について
- 4 農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について
- 5 農業経営改善計画認定に関する件について

#### 第4 その他

- 1 次回開催日について

## 9. 議事録

会 長 それでは、只今より平成 30 年度 4 月農業委員会定例総会を開会します。本日の出席委員は 13 名中 11 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しています。それでは、本日の議事録署名人を決めたいと思いますが私の方で指名してもよろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長 それでは林田委員と上村委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の島田を指名します。それでは議事に入ります。

議案第 1 号「賃借料情報の提供について」事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第 1 号「賃借料情報の提供について」説明します。農地法第 52 条に基づく情報等の提供活動です。平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの賃貸借の情報を整理しました。それぞれ、田（水稻）の部、田（露地野菜の部）、田（施設園芸）の部、畑（樹園地）の部の各部門別に、平成 29 年の賃借料を取りまとめ、平均額、最高額、最低額に分類をしました。平成 30 年 5 月 1 日付けで公表し、産業課窓口で縦覧できるようにします。各金額算定根拠及び貸借実績の一覧を添付しておりますのでご確認ください。

会 長 それでは、各自、目を通してください。

会 長 質疑等あれば。

【全員 なし】

会 長 それでは、議案第 1 号「賃借料情報の提供について」原案どおり提供することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

会 長 それでは議案第 1 号については原案どおり情報提供することとします。

続いて議案第 2 号「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第 2 号「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について説明します。これは、平成 29 年度の農業委員会の目標がどうであったかを振り返ると、平成 30 年度の目標を建てるものです。

主立ったものだけ抜粋して説明していきますのでご了承ください。まず、平成 29 年度の目標に対する点検から説明します。担い手への農地の利用集積・集約化について目標 22.5ha 実績 22.5ha 内新規集積 1.6ha です。これは、賃貸借の情報を整理して、集計をしました。次に、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、参入目標 2 経営体、参入目標面積 1.0ha に対して参入実績 2 経営体、参入実績面積 0.4ha です。参入者は■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんを新規参入者としております。参入実績は、3 月末現在ですので、こ

れから順次、議案として提出されてきます。続いて遊休農地に関する措置に関する評価についてです。平成 28 年度遊休農地面積 5. 2ha、解消目標 1. 0ha、解消実績 1. 4ha となっております。次に違反転用への適正な対応についてですが、違反転用は該当無しです。後は、農地法に基づく事務処理件数等ですのでご覧ください。

以上が平成 29 年度の目標に対する点検・実績となります。

続いて、平成 30 年度の目標です。担い手への農地の利用集積・集約化については、集積目標 24. 1ha 内新規集積面積 1. 5ha としています。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが平成 30 年度の参入目標数 2 経営体、参入目標面積 1. 0ha としています。遊休農地の解消面積は 1. 0ha を目標としています。平成 30 年度の目標については、これまでの実績より、達成可能な目標値としています。以上です。

会 長 第 2 号「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について質問等あれば。

【全員 なし】

会 長 それでは採決をとります。議案第 2 号「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」については原案どおりとすることに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

会 長 それでは議案第 2 号については原案どおりとします。続いて議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」事務局より説明を求めます。

事務局 それでは議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」説明します。申請は 4 件であり、全て農地中間管理機構による機構関連事業・基盤整備事業実施のための高知県農業公社への貸借です。借受人氏名は全て公益財団法人高知県農業公社 理事長 西岡 幸生ですので、貸付人氏名は省略させていただきます。

1 件目です。貸付人氏名「XXXXXXXXXX」、土地所在「XXXXXXXXXX」  
XXXXXXXXXX」、地目は全て「XXXX」、面積「XXXX 小 XXXX  
XXXX㎡」「新規」の「30年間」となります。

2 件目です。貸付人氏名「XXXXXXXXXX」、土地所在「XXXXXXXXXX」、  
地目「XXXX」、面積「XXXX㎡」「新規」の「30年間」となります。

3 件目です。貸付人氏名「XXXXXXXXXX」、土地所在「XXXXXXXXXX」  
XXXXXXXXXX」、地目「XXXX」、面積「XXXX」  
XXXX㎡」「新規」「30年間」となります。

4 件目です。貸付人氏名「北川村 村長 上村 誠」土地所「宗ノ上 字 礪ノ  
鼻 57-1・字 岸ノ下 362-1・字 岸ノ下 364-2・字 岸ノ下 368-5・字 岸ノ  
下 371-1・字 萩ヶ谷口 374-1・字 仙力 380-1・字 仙力 380-2・字 仙力 380-6・

字 仙力 381-2・字 仙力 381-5・字 仙力 386-1・字 批把ノ木 406-1  
宗ノ上 字 大影 413・字 大影 414 の 15 筆」、地目「畑・田・畑・畑・畑・  
田・田・田・畑・畑・畑・畑・畑・畑・畑・畑」、面積「253 m<sup>2</sup>・1,223 m<sup>2</sup>・104  
m<sup>2</sup>・38 m<sup>2</sup>・141 m<sup>2</sup>・651 m<sup>2</sup>・424 m<sup>2</sup>・852 m<sup>2</sup>・325 m<sup>2</sup>・234 m<sup>2</sup>・171 m<sup>2</sup>・2,038  
m<sup>2</sup>・505 m<sup>2</sup>・426 m<sup>2</sup>・490 m<sup>2</sup> 15 筆 計 7,875 m<sup>2</sup>」、「新規」、「30 年間」と  
なります。それぞれ、位置図、地籍図、現地確認写真を添付しています。現  
地は瀆渦末広委員にお願いしました。

議案第 3 号については以上です。

会 長 質疑等あれば。

【全員 なし】

会 長 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」採決をと  
ります。申請どおり許可することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

会 長 それでは申請どおり許可することとします。

つづいて議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に係わる所有権移転について」  
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に係わる所有権移転について」  
説明します。申請は 2 件です。全て農地中間管理機構による機構関連事業・  
基盤整備事業実施のための北川村への売却です。譲受人氏名は全て北川村  
村長 上村 誠ですので、譲受人氏名は省略させていただきます。

事務局 1 件目です。譲渡人氏名「XXXXXXXXXX」  
事由「売買」、土地所在「XXXXXXXXXX」  
地目「XXXXXX」面積「XXXXXXXXXX」目的は「基  
盤整備事業の実施」です。

2 件目です。譲渡人氏名「XXXXXXXXXX」  
事由「売買」、土地所在「XXXXXXXXXX」面積「XXXX m<sup>2</sup>」、地目「XXXX」  
目的は「基盤整備事業の実施」です。

議案第 4 号については以上です。

会 長 質疑等あれば。

【全員 なし】

会 長 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について」採決をと  
ります。申請どおり許可することに異議ありませんか。

【全員 異議無し】

会 長 それでは、議案第 4 号については申請どおり許可することとします。続いて  
議案第 5 号「農業経営改善計画認定に関する件について」事務局より説明を  
求めます。

事務局 議案第 5 号「農業経営改善計画認定に関する件について」説明します。本申  
請における農業経営改善計画の認定＝認定農業となります。認定農業者の概

